

(((伝建群だより)))

編集・発行 桐生市総合政策部伝建群推進室推進係
Tel 0277-46-1111(内線346, 639)
Fax 0277-43-1001
E-mail denkengun@city.kiryu.gunma.jp

平成24年2月1日発行 臨時号 No.15

★保存地区と保存計画を決定しました★

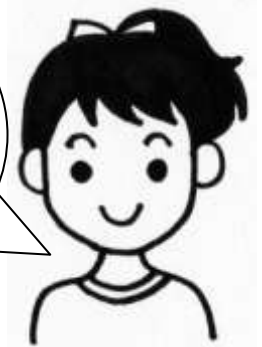
桐生市及び桐生市教育委員会は、1月17日に桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区と保存計画を決定しました。

保存計画では、地区の名称、範囲のほか、保存地区の歴史的風致を保存するための基本的な考え方や方向、歴史的風致を保存するため特に必要な物件（特定物件）の明示、修理・修景・許可を行う際の基準など、保存地区にとって重要な事項を定めています。

保存計画は、平成21年10月6日に教育委員会が保存審議会（桐生市伝統的建造物群保存審議会）に諮問し、それに基づいて6回にわたり審議を重ねてきました。

そして、第6回保存審議会において保存計画をまとめ、平成23年12月5日に保存審議会会長から教育委員会に答申がされました。

これからは、保存計画に沿って、住民の皆さんとともに協力しながら、歴史を活かしたまちづくりを進めていきましょう。



★地区内の現状変更行為は許可が必要★

伝建地区内での現状変更（現在の状況を変更すること）は、許可が必要になります。

【許可が必要な行為】

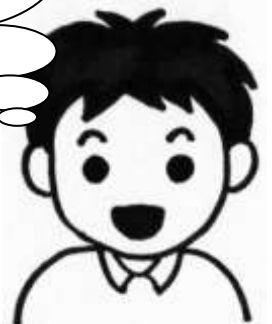
- ◆建物を新築、増築、改築、移転をする場合。
- ◆建物を除却する場合。
- ◆建物の修理する場合。
(外壁の塗り替えをする場合なども含みます。)
- ◆看板や塀など工作物などを新築する場合。

※その他にも該当する行為がありますので、詳しくはお問い合わせください。

気になることがあったら、早めに伝建まちなか交流館又は伝建群推進室に相談しましょう。

★相談窓口★

伝建まちなか交流館（本町一丁目）
電話 0277-22-1122（直通）
桐生市役所 総合政策部 伝建群推進室（市役所本館3階）
電話 0277-46-1111(代)（内線 346・639）



～重伝建を目指して～

伝統と創造 粋なまち 桐生

★保存計画の概要について★

【保存計画の目的】

保存地区の歴史や伝統、文化を後世に受け継ぐために、先人が築き上げた歴史的な敷地割りや町並みを保存することを目的としています。

【保存地区の名称・面積・区域】

名称： 桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区
面積： 13.4ha
区域： 本町一丁目、本町二丁目
及び天神町一丁目の一部（右図のとおり）



【保存地区の沿革】

桐生新町は、天正19年（1591）から慶長11年（1606）にわたり、徳川家康の代官大久保長安の手代大野八右衛門により、旧桐生領54か村の中心的役割を担う町として当時の久方村と荒戸村の一部を開拓し、新たに造られた町であり、その範囲は現在の本町一丁目から六丁目までと横山町とされています。町立てに際しては、下久保村梅原にあった天神社（天満宮）を現在の地に遷座し、それを起点とした南北一直線の道沿いに町が形成されたとされています。

【町並み等の特性】

天満宮を起点とした南北一直線の幅5間の道を通し、道の両側に間口6~7間、奥行き40間の敷地割りを施している。敷地利用の特性として、本町通りに面して織物に関わる業種の建物（店舗及び事務所）が集積し、その背後は居宅や蔵、工場などがある一方、長屋を通りに面して建てているところもある。通りに面して建物が立ち並んでいるものの、必ずしも軒を並べて建ち並んでいません。主に店舗や事務所（店舗兼住宅を含む）の町屋形式の建物であり、当時の形態をとどめています。

【保存整備の方向】

織物業により培われてきた町の履歴を示す多種多様な形態の伝統的建造物が町並みを構成している。保存整備にあたっては、現代生活との調和や空き地・空家対策、火災・地震などへ防災対策等の生活環境についても配慮しながら、適切な保存を図る必要がある。

【保存地区における施設並びに環境等の整備計画】

◆管理施設等

地区住民と来訪者の便宜及び保存地区に関する歴史資料等の保存と活用を図るとともに伝統的建造物等のうち可能なものについてはその公開を図り、保存のための管理施設の整備に努める。

◆防災施設等

総合的な防災計画を策定し、火災の早期発見に努め、初期消火や延焼防止を目的とした防災施設等を整備するとともに、避難路の確保、伝統的建造物等の耐震補強等に努める。また、自主的な防災活動を支援し、防災意識の啓発と初期消火体制等の充実に努める。

保存計画には、保存していくために必要な基本的な考え方やルールなどが定められています。



～重伝建を目指して～

伝統と創造 粋なまち 桐生

修理に対する補助	修理基準に基づき特定物件に指定された伝統的建造物簿外観の修理や修復、耐震補強などに際し、費用の一部を補助します。
修景に対する補助	修景基準に基づき伝統的建造物以外の建造物の新築などに際し、費用の一部を補助します。
管理に対する補助	建造物などの保存のために特に必要な防災設備等の配置に際し、費用の一部を補助します。
復旧に対する補助	修理基準に基づき特定物件に指定された環境物件の復旧などに際し、費用の一部を補助します。

◆環境整備等

道路の路面や側溝、街灯、信号機等の美装化、電柱や架線等の移設や地中化など歴史的な環境と調和するような整備に努める。

【保存地区における助成措置等】

◆経費の補助

伝統的建造物及び環境物件の保存並びに歴史的な環境との調和を図るために必要な整備に対する経費の補助について、「桐生市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱」に基づき行う。

◆助成制度

事業の種目	対象	補助率	補助限度額	備考
修理	建築物	80%	800万	※修景の補助対象は、道路から見える外観部分（屋根・外壁・建具など）となります。
	工作物		300万	
修景	建築物	60%	600万	
	工作物		150万	
管理	伝統的建造物等	90%	100万	
復旧	環境物件	50%	50万	

※補助金交付手続き等に関する事項は、「桐生市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱」に定めます。詳しくはお問い合わせください。

★建物の修理・修景の希望者はご相談ください★

伝建地区の指定になったからと言って、すぐに補助金を利用して工事をすることはできません。また、工事をしてからでは、補助金の交付は受けられません。

事前の相談が大切です。『いつごろ？』『どのような工事をしたいのか？』など、将来の計画がある方は、早めにご相談ください。

例えば…こんな相談も。

- Aさん 『そろそろ、屋根・外壁を全面的に修理しようかしら？』
- Bさん 『修景基準に沿った、新しい家を建てようかしら？』
- Cさん 『10年後、修景基準に合わせてリフォームしようかしら？』

将来の計画（工事時期や費用など）について、考えてみようかな？



※後日、修理・修景に関する意向アンケート調査を実施する予定です。

★全国の重伝建地区★

全国には、『重要伝統的建造物群保存地区』が93カ所あります。(H24.1月現在)これは、文化庁が伝統的建造物群保存地区の区域又は一部で、我が国にとってその価値が特に高いものを『重要伝統的建造物群保存地区』として選定します。そこで、昨年11月に選定された2地区を紹介します。桐生市も『重要伝統的建造物群保存地区』を目指しています。

◆金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区◆

金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区は、起伏ある山麓の地形にあって、北国街道から寺院へ向かって延びる参道を基本とした独特な寺町の町割に、江戸時代の切妻造平入や妻入の特徴ある寺院本堂が密度高く残り、寺院周辺の近世から近代にかけての町家とともに、卯辰山麓一帯に形成された寺町の歴史的風致を今日に良く伝えています



卯辰山麓の寺院山門



起伏ある山麓に広がる寺院

◆加賀市加賀東谷伝統的建造物群保存地区◆

加賀市加賀東谷伝統的建造物群保存地区は、近世から昭和前期にかけて炭焼きを主産業とした山間部の4集落からなり、加賀地方の農家の特徴を発展させた近代以降の伝統的建造物群が、石積み、石造物、樹木、旧道、水路、河川等の工作物や自然物と一体となって独特な歴史的風致を形成しています。



大土の集落景観



赤瓦と煙出しが特徴的な主屋

★お知らせ★

震災から早いもので、一年が過ぎようとしています。私たちはこの一年、『絆』を感じる年でした。私たちが暮らす、このまちの防災について一緒に考えてみませんか？



まちづくりシンポジウムin桐生新町開催

3月11日(日)

13:30~17:00

場所：桐生市市民文化会館(スカイホールB)

テーマ：歴史を活かしたまちづくりと防災
参加無料(参加自由)

内容：実践報告、基調講演、パネルディスカッション、まちづくり展示会を予定しています。

～重伝建を目指して～

伝統と創造 粋なまち 桐生